

基地環境問題を巡る最近の動き

沖縄県では、従来の県公害防止条例を約30年ぶりに全面改正する「県生活環境保全条例案」をとりまとめ、2008年6月議会に提案した。しかし、この条例案は6月議会でも9月議会でも合意を得られず、継続審議となるという異常事態になっている。争点は米軍基地をどうするかという沖縄ならではの問題だ。

製造業らしい製造業がない沖縄では、最大の公害発生源は米軍基地である。しかし、その米軍には公害規制の網がかかっていない。日米地位協定に守られて、基地内の管理権は一義的には米側にあり、たとえ法律や条例で規制の網をかけても、違反時の裁判権が日本側にはなく、従って実効性に欠けるので網をかけないのだというのが国や県の説明である。2008年6月8日の県議会議員選挙で与野党が勢力逆転した結果、基地の存在に目をつぶるこうした従来型の条例案は議会を通らなくなったのだ。

野党修正案は、規制対象を「事業者及び米軍」とすることで、規制の網を米軍にもかけようとしている。与党の反対理由は、実効性がない条例を制定しても意味がないのではないかというものである。

ここで注目すべきは沖縄県環境審議会の答申である。県は、条例案をとりまとめるにあたって審議会の意見を聞いており、審議会はその諮問に答えるかたちで2006年6月に答申を出している。答申は、現行の地位協定がある限り、米軍を直接規制の対象としてもシンボリックな意味しかなく実効性はない、だからといって現行条例のように何もしないのは基地環境問題の重要性からみて許されない、従って、一方では現行地位協定のもとでも出来るギリギリのことを条例に盛り込み、他方では地位協定改定の取り組みを従来以上に強力に展開する

ことを提案している。

ギリギリのこととして審議会が提案したのは次の4点である。(1)米軍は常々「良き隣人」であると自称している。だとすれば、沖縄県や基地がある市町村は、米軍に対して公害防止協定という名の紳士協定を結ぶように呼びかけてよいはずだ。(2)米軍に基地用地として提供している土地は、早晩、所有者に返還されて平和目的に再利用されることが期待される。円滑な再利用への移行には、迅速な跡地浄化が必要であり、そのためには基地内各所の軍事活動による土地利用履歴と土壌汚染の有無についての米軍による情報開示が欠かせない。従って、県および市町村は、前項の協定の締結に際して、返還時の情報開示とそれに向けた準備を米軍側に求めることが出来る。(3)住民の命と健康を脅かすような汚染事態が発生した場合には、県知事や市町村長は米軍現地司令官に対して立ち入り調査の申し入れを直接行うことが出来る(この立ち入り調査申し入れ権は日米両政府によって1973年に合意済みである。しかし、この合意の存在が国民の知る所となったのは、30年後の2003年であった)。(4)基地環境問題の現状を打破するには、県は、県民世論を強力に喚起し、それを背景に日米両政府に働きかけることが必要となる。従って県には、米軍基地がもたらす環境問題についてその実態を把握し、毎年(或いは隔年)白書にまとめて県議会に報告するとともに、県の広報手段を通じて広く県民に伝えることが求められる。なお白書では、基地環境問題の現状のみならず、課題や県の取組方針についても明らかにするものとする。

4点のうち、(1)～(3)は県および市町村が「～出来る」としているだけで、何ら米軍に義務を課しておらず、現行地位協定に反するものではない。しかし、(4)によって県民世論が喚起されるなら、この「～出来る」は「県および市町村は米軍に対して～しなければならない」と行政の義務に転化

する内容を持っている。県がこの答申を無視して県の当初案にこだわるのは、依るべき前例のない未知の領域で知恵と汗を絞って働かされることとなるのを忌避しているからではなかろうか。立法府には、与野党という立場を超えて、県民のために働かせるべく行政府を叱咤激励する責務がまずあるということを経験する必要がある。

基地環境問題を巡るその他の動きとしては、沖縄の「基地と行政」を考える大学人の会が、「米軍再編とどう向き合うかー沖縄中部地区の課題」というテーマで2007年12月と2008年7月の2回、シンポジウムを開催している。そこで指摘されたものに、軍転特措法（正式名称「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」）を巡る問題がある。

SACO合意及び米軍再編に伴い、嘉手納基地より南の米軍基地の返還が目前に迫っているが、返還跡地の浄化作業を睨んで1995年に制定された軍転特措法は2012年3月31日までの時限立法であり、今後返還される土地の浄化作業期間をカバーできないという問題がまずある。また、すでに返還された北谷町のキャンプ桑江北側の浄化作業の事例からも明らかなように、軍転特措法でカバーする期間（3年間）と沖縄振興特措法の特定跡地としてカバーする期間（キャンプ桑江北側の場合は1年半）の合計4年半では浄化作業は到底終了しない。比較的の問題が少ないと考えられていたキャンプ桑江北側ですらこの事態であるから、そこで明らかになった諸課題をクリアー出来る新たに改善された第二次軍転特措法の制定が急務である。現行特措法は当時の沖縄県選出の国会議員が超党派の取り組みで議員立法で成立させた。今回もそうした取り組みが必要である。

桜井国俊（沖縄環境ネットワーク会員）